

個別避難計画作成手順書

令和5年4月

宇美町

目次

第1部 総則	1
1 本書の目的	1
2 本書で使用する用語の定義	1
3 取組の流れ	2
第2部 避難行動要支援者名簿	3
1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲.....	3
2 避難行動要支援者名簿の作成.....	3
(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報.....	3
(2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手	3
3 避難行動要支援者名簿の更新.....	3
4 避難行動要支援者名簿の提供の同意取得	4
(1) 同意の取得方法	4
(2) 不同意であった者の対応	4
5 避難行動要支援者名簿の提供.....	4
(1) 避難支援等関係者となる者.....	4
(2) 情報漏えいを防止するための措置	5
6 避難行動要支援者名簿の活用方法.....	5
(1) 平時の活用方法	5
(2) 災害時の活用方法.....	6
第3部 個別避難計画	7
1 個別避難計画の目的	7
2 個別避難計画に記載する事項.....	7
3 個別避難計画作成等に係る同意取得	8
(1) 同意の取得方法	8
(2) 不同意であった者の対応	8

4	個別避難計画の作成	8
	(1) 町が作成する場合.....	8
	(2) 避難支援等関係者が作成する場合.....	9
	(3) 本人や家族が作成をする場合.....	9
5	避難場所及び避難経路	10
	(1) 避難場所.....	10
	(2) 避難経路.....	10
6	避難支援等実施者	10
	(1) 避難支援等実施者の選定方法.....	10
	(2) 避難支援等実施者の安全確保の措置.....	10
7	個別避難計画の更新	11
8	個別避難計画の提供	11
	(1) 避難支援等関係者となる者.....	11
	(2) 個別避難計画情報の提供方法.....	12
	(3) 情報漏えいを防止するための措置.....	12
9	個別避難計画を用いた避難訓練の実施	12
	(1) 避難訓練の計画.....	12
	(2) 避難訓練の実施.....	12
	(3) 個別避難計画の見直し.....	13
10	個別避難計画の活用方法	13
	(1) 平時の活用方法.....	13
	(2) 災害時の活用方法.....	13
11	個別避難計画が作成されていない者への配慮	14

第1部 総則

1 本書の目的

本書は、宇美町及び関係者（消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団、自治会、福祉専門職等）が避難行動要支援者の避難支援を行うに当たり、避難行動要支援者名簿の作成・活用や避難行動要支援者の個別避難計画を作成する手順・活用、個人情報の取り扱いの留意点等をまとめたものである。

2 本書で使用する用語の定義

○ 要配慮者（災害対策基本法第8条第2項15号）

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

○ 避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

○ 避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10）

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために市町村が作成する名簿。

なお、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、市町村が地域防災計画に定める。

○ 避難支援等関係者（災害対策基本法第49条の11第2項）

消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる関係者。

なお、市町村は、避難行動要支援者の人数や所在、必要な避難支援の態様など地域の実情を勘案し、避難支援等関係者を具体的に地域防災計画で定める。

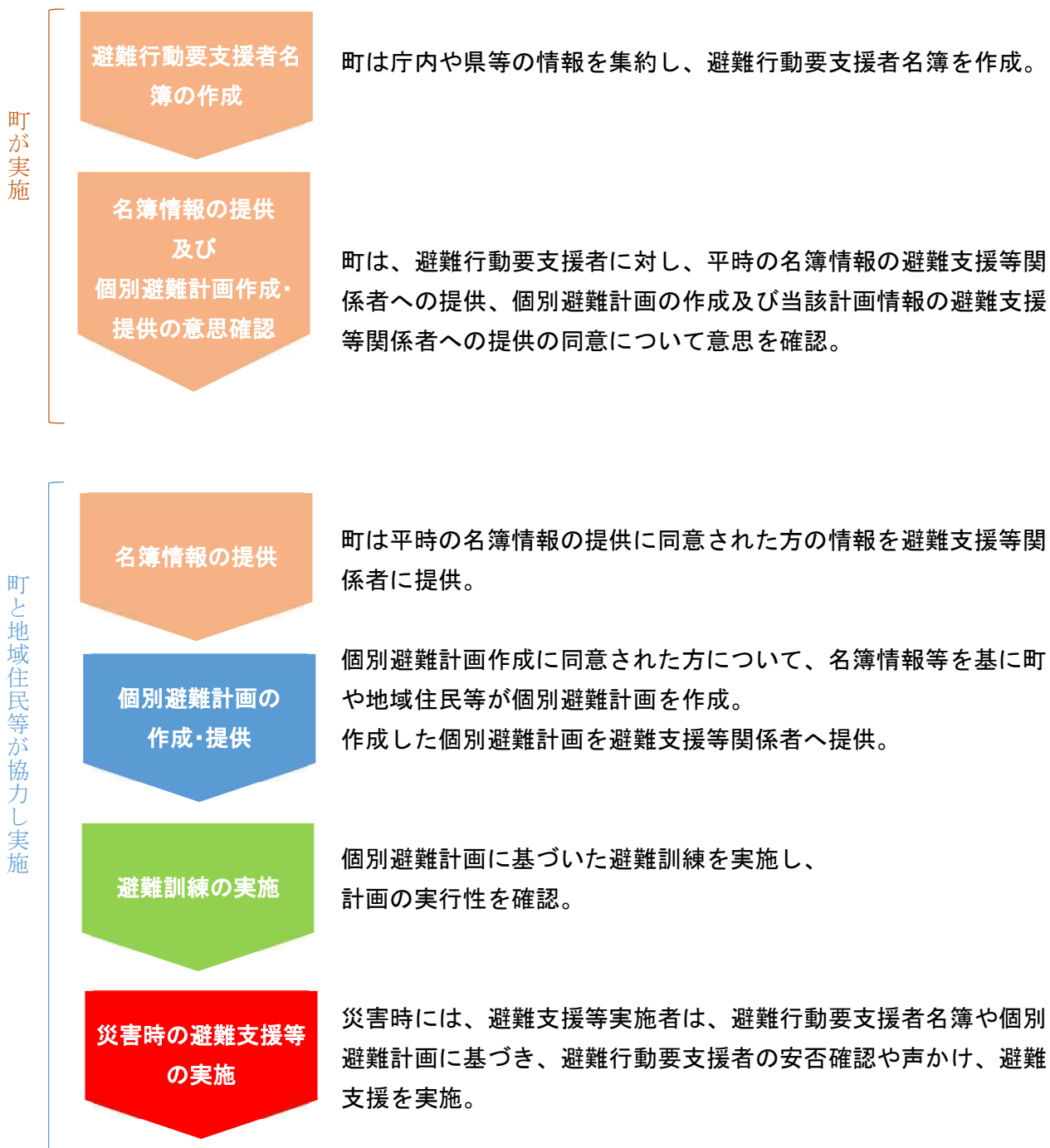
○ 個別避難計画（災害対策基本法第49条の14）

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するために作成した計画。

○ 避難支援等実施者（災害対策基本法第49条の14第3項1号）

避難支援等関係者のうち個別避難計画に基づき避難行動要支援者について避難支援等を実施する者。

3 取組の流れ



第2部 避難行動要支援者名簿

1 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿の対象者は次のとおりとし、宇美町地域防災計画に規定する。

生活の基盤が自宅にある方のうち、次の要件に該当する方

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障がい者手帳1・2級を所持する身体障がい者（内部障がいのみで該当するものは除く）
- ③療育手帳A判定を所持する者
- ④精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤難病患者
- ⑥上記以外で、災害時の避難等に支援が必要で避難行動要支援者名簿に登録を希望する者については、申出により登載する。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する情報

本町における避難行動要支援者名簿に掲載する事項は次のとおりとし、様式1に示す様式を用いる。

- ① 氏名
- ② 年齢
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 電話番号その他連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 上記①～⑥のほか、避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(2) 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報の入手

避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報は、町が集約する。

また、町が把握していない情報については、県知事その他の者に対して提供を求め、必要な情報を取得する。

3 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態は常に変化しうることから、町はこうした変化の把握に努め、名簿情報を可能な限り最新の情報に保つことが重要である。

このため、町は、要介護認定や障がい者手帳の交付などの日常業務の中で、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに、併せて避難支援等関係者に対する名簿情報の提供について同意の確認を行う。

なお、日常業務の中ですべての避難行動要支援者の情報を更新できない場合も考えられるため、年に1回は避難行動要支援者名簿の一斉更新・差替作業を行う。

4 避難行動要支援者名簿の提供の同意取得

(1) 同意の取得方法

避難行動要支援者名簿対象調査時に情報の提供の同意を得る。

町は、要配慮者に対し、調査票を送付する。受け取った要配慮者は、必要事項を記入し、町へ返送する。

(2) 不同意であった者の対応

名簿情報の提供に係る避難行動要支援者本人の同意がない場合、避難行動要支援者名簿において同意の状況が確認できる状態にする。

同意がない避難行動要支援者に対しては、機会をとらえ、再度同意の確認を行う。

5 避難行動要支援者名簿の提供

避難行動要支援者の安否確認や避難支援などを迅速に行うには、その対象者を事前に把握し、避難支援等関係者に名簿情報を提供する必要がある。

なお、避難行動要支援者名簿の個人情報等を第三者である避難支援等関係者に対して提供するため、当該名簿情報を保護する観点から、①災害時の避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する、②避難行動要支援者の同意が得られない場合は提供しないこととされている。

また、災害が発生し又は発生する恐れがあるときには、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況であり、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、本人の同意がない避難行動要支援者についても、法に基づき、避難行動要支援者名簿を避難支援等関係者に提供するものとする。

(1) 避難支援等関係者となる者

宇美町における避難支援等関係者は次の者とし、宇美町地域防災計画に規定する。

- ① 粕屋南部消防署
- ② 粕屋警察署
- ③ 民生委員
- ④ 宇美町社会福祉協議会

- ⑤ 宇美町内の各自主防災組織
- ⑥ 宇美町消防団
- ⑦ 自治会
- ⑧ 福祉専門職
- ⑨ 避難支援等実施者
- ⑩ その他の避難支援関係者・団体

(2) 情報漏えいを防止するための措置

避難行動要支援者名簿の提供を受けた者や避難支援等の実施に携わる者は、災害対策基本法第49条の13の規定により、守秘義務が課されている。

一方で、同法第49条の12の規定により、避難行動要支援者名簿の提供を受ける避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずることとされている。

以上のことから、情報提供を受けた者は次の事項を厳守すること

- ・施錠可能な場所で保管するなど、厳重に管理すること。
- ・情報を更新した避難行動要支援者名簿を提供する際に、過去の名簿は返却すること。
- ・自治会等の多くの人に関わる団体については、その団体内部で名簿等の取り扱う人を限定すること。
- ・管理者が変わる場合は、避難行動要支援者名簿の取扱方法等について、確実に引継ぎを行うこと。
- ・現在の役職等が変わった後も、守秘義務を守ることは同様であること。

6 避難行動要支援者名簿の活用方法

避難行動要支援者名簿は災害時の避難支援等の基礎となるため、災害の発生に備えた地域づくりに活用する。

名簿の提供を受けた者は、はじめに名簿の情報から、どのような方が地域のどこにいるかを把握し、見守りや地域活動を通じて、顔の見える関係を築くよう取り組む。

(1) 平時の活用方法

ア 地域で見守り活動を行う

避難行動要支援者は、避難行動だけでなく、日常生活で困っており誰かに相談したい場合がある。日頃の生活で困っていることがないかなど、名簿を活用して見守りを行う。見守り活動を通じて日頃から関係を作ることは、避難行動要支援者の地域からの孤立を防ぐことにもつながる。

イ 地域行事への参加を促す

地域の行事など、避難行動要支援者が気軽に参加できるような機会があれば、声を

かける。大きな行事でなくても、お茶会やサロンなど顔を合わせる機会を多く持つことが重要。

避難訓練などの防災訓練は、避難行動要支援者も参加しやすいように工夫し、積極的に参加してもらおう。ともに訓練をすることで、地域で必要な支援や準備が見えてくる。

(2) 災害時の活用方法

避難支援等関係者は、自分や家族の安全を確保した上で、次の支援に活用する。

ア 避難情報等の情報を伝達する

避難情報の発令等があった場合は、避難行動要支援者へ伝達する。

聴覚障がい者などへは、避難行動要支援者の特性に応じ、伝達方法を工夫する。

イ 避難場所等へ誘導する

避難誘導の際には、事前に複数の避難経路を把握したうえで、安全なルートなのかを確認しながら、避難行動要支援者を避難所へ誘導する。

避難行動要支援者それぞれの特性を理解したうえでの支援が必要。

ウ 安否を確認する

避難行動要支援者への連絡や自宅への訪問を行うなどして安否確認を行う。

第3部 個別避難計画

1 個別避難計画の目的

避難行動要支援者をより安全かつ迅速に避難させるためには、避難先、避難誘導の手段や経路、避難支援等実施者等を明確にしておく必要がある。

そこで、避難行動要支援者のうち、本人（本人による意思表示が難しい場合は家族）の同意が得られた者については、一人ひとりの個別避難計画を作成し、避難支援等関係者で共有する。

なお、本町においては、降雨時の浸水や土砂災害が最も懸念されることから、災害が発生し又は発生するおそれがあるときには、町は速やかな避難情報の発令に努めるとともに、避難行動要支援者や避難支援等実施者においては、日頃から浸水や土砂災害時にも利用可能な避難経路を選定し、安全を確保するよう努めることとする。

2 個別避難計画に記載する事項

宇美町における個別避難計画に記載する事項は次のとおりとし、資料2に示す様式を用いる。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 年齢
- (4) 住居又は居所
- (5) 性別
- (6) 電話番号、その他連絡先
- (7) 同居家族等
- (8) 避難施設その他の避難場所
- (9) 緊急時の連絡先
- (10) 避難支援等実施者情報
(避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先)
- (11) 避難時に配慮しなくてはならない事項
(避難支援等を必要とする事由)
- (12) 避難支援時の留意事項
(避難路その他の避難経路に関する事項)
- (13) その他特記事項
(避難支援等の実施に関し市町村が必要と認める事項)

3 個別避難計画作成等に係る同意取得

(1) 同意の取得方法

町は、様式を用いて避難行動要支援者から個別避難計画作成及び提供の同意を得る。

避難支援等実施者についても、個別避難計画の作成時などに、平時の計画情報の外部提供について同意を得る。

(2) 不同意であった者の対応

個別避難計画の作成や情報提供に係る避難行動要支援者本人の同意がない場合、避難行動要支援者名簿において同意の状況が確認できる状態にする（資料1 避難行動要支援者名簿様式 参照）。

同意がない避難行動要支援者に対しては、機会をとらえ、再度同意の確認を行う。

4 個別避難計画の作成

個別避難計画の作成については、次の方法が考えられるが、本町では（1）を基本に行う。

- (1) 町が作成する場合
- (2) 避難支援等関係者が作成する場合
- (3) 本人や家族が作成する場合

(1) 町が作成する場合

ア 作成の優先度が高い者から作成することとし、次のポイントを参考に避難行動要支援者を選定。

＜考慮すべきポイント＞

- ①地域におけるハザードの状況（洪水・土砂災害等の危険度の想定）
- ②避難行動要支援者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ③独居等の居住実態、社会的孤立の状況 等

イ 避難支援等関係者の候補者に個別避難計画の作成や避難支援の協力を依頼

ウ 本人の心身の状況や生活実態等の基礎情報の収集

エ 避難行動要支援者の実情に応じ避難支援等関係者を選定

オ 避難支援等関係者、本人、町等によるケース会議を開催

- ・福祉や医療関係者、地域住民等の避難支援等関係者と当事者が集まり、災害時の避難について協議を行い個別避難計画を作成する。

(2) 避難支援等関係者が作成する場合

ア 提供を受けた避難行動要支援者から計画を作成する避難行動要支援者を選定

イ 避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態等の基礎情報の確認

ウ 避難支援等関係者、本人、家族による個別避難計画の作成

- ・福祉や医療関係者、地域住民等の避難支援等関係者と当事者が集まり、災害時の避難について協議を行い個別避難計画を作成する。

エ 作成した個別避難計画を町へ提出

オ 町は提出された計画に不備等がないか内容を確認

(3) 本人や家族が作成をする場合

町が配布する個別避難計画様式2に本人や家族が必要事項を記入し、町へ提出する。必要に応じて、町や地域住民等に相談し、避難場所、避難支援実施者を適切に選定する。

※ 避難支援に関する事項の確認について

- ・避難支援等関係者は、本人または家族からの聞き取りにより、避難時に必要と思われる支援の内容について確認する。
- ・医療的ケアが必要な場合など、必要に応じて福祉専門職等を交えて確認する。
- ・確認を要する事項としては次のものが考えられる。

(ア) 情報入手に係る支援の方法

避難情報等をテレビ、インターネット等で入手が可能であるか。不可能な場合は、避難行動要支援者へ直接声かけをする必要がある。また、声かけ以外の方法が必要な場合は、その旨を避難支援時の留意事項に記載する。

例：耳が聞こえないので、メールや紙に書いた文字で情報を伝える。

言葉では意味が伝わらないので、イラスト等での情報伝達が必要。 等

(イ) 避難行動に係る支援の方法

避難行動要支援者が避難先まで移動する際に必要となる支援の内容について確認する。

例：避難先までの道のりが分からないので、誘導が必要。

長距離の歩行ができないので、避難先まで車での送迎が必要 等

(ウ) 避難生活に係る支援の方法

避難生活を行う上で、食事、トイレ、着替え等、日常生活動作に介助が必要であるかについて確認をする。

例：服薬管理について、他者の介助が必要

視覚障がいがあるので、トイレなどの目的の場所までの車での送迎が必要等

5 避難場所及び避難経路

(1) 避難場所

避難場所については、避難行動要支援者が安全に避難することが可能な緊急避難場所や一般避難所、福祉避難所、親戚・知人宅、通常利用している介護サービス事業所等を記載する。また、人工呼吸器等の医療機器を使用している場合、非常用電源の有無を確認した上で避難場所を検討する。

(2) 避難経路

- ・ 個別避難計画の「避難支援時の留意事項」の欄に、本人の自宅から避難場所が含まれる地図を添付・記入する。
- ・ 添付等をした地図上に、本人の自宅、避難場所が分かるようマークし、自宅から避難場所までの経路についても記載する。
- ・ あわせて、市の配布しているハザードマップを確認し、災害種別に応じた安全な避難経路を検討する。
- ・ 過去の災害で冠水するなど、危険性の高い道路については、目印をつけ、可能な限り避難経路に含まないようにする。

6 避難支援等実施者

(1) 避難支援等実施者の選定方法

本町では、避難を支援する者を確保するため、自治会、自主防災組織、地域住民等と避難行動要支援者をマッチングし、平時からの関係づくりを促す。

避難行動要支援者は、まずは、自ら避難支援等実施者を探すことを基本としているため、日ごろから地域住民との交流を行うこと。

(2) 避難支援等実施者の安全確保の措置

避難行動要支援者の避難支援は、避難支援等実施者又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提で行われるものである。町では、避難行動要支援者の安全確保のため、次の取組を行う。

- ・ 地域での防災訓練等の機会をとらえて、避難の必要性や個別避難計画の意義、あり方を

自主防災組織や消防団など地域の避難支援等実施者へ説明する。

- ・ 個別避難計画の作成時に避難支援等実施者は必ず避難行動要支援者を助けに来られるとは限らない旨を説明する。それにより責任を問われることもない。

7 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況や生活実態等は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その状況に応じて個別避難計画の更新を行い、避難の実効性を高めるものとする。

町では避難行動要支援者名簿の更新の機会に合わせ、避難支援等関係者の協力を得ながら個別避難計画の記載内容の更新を行う。

8 個別避難計画の提供

作成した個別避難計画は、避難行動支援や防災訓練に活用するため、避難支援等関係者に提供する。

なお、個別避難計画の個人情報第三者である避難支援等関係者に対して提供することとなるため、当該計画情報を保護する観点から、①災害時の避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に提供する、②ただし、避難行動要支援者及び避難支援等実施者の同意が得られない場合は提供しないこととする。

災害時については、避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危機が迫っている状況であり、個人情報等の利用による利益が当該情報の保護による利益に優越すると考えられるため、円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者の同意がない場合も避難支援等関係者へ計画情報を提供する。

(1) 避難支援等関係者となる者

宇美町における避難支援等関係者は次の者をいう。

- ① 粕屋南部消防署
- ② 粕屋警察署
- ③ 民生委員
- ④ 宇美町社会福祉協議会
- ⑤ 宇美町内の各自主防災組織
- ⑥ 宇美町消防団
- ⑦ 自治会
- ⑧ 福祉専門職
- ⑨ 避難支援等実施者
- ⑩ その他の避難支援関係者・団体

(2) 個別避難計画情報の提供方法

作成された個別避難計画は、町から避難行動要支援者本人、避難支援等実施者及び避難支援等関係者に提供する。

(3) 情報漏えいを防止するための措置

個別避難計画は、災害対策基本法第49条の17の規定により、計画の提供を受けた者や避難支援等の実施に携わる者に対し、守秘義務が課されている。

一方で、同法第49条の16の規定により、計画の提供を受ける避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずることとされている。

以上のことから、情報提供を受けた者は次の事項を厳守すること

- ・ 施錠可能な場所で保管するなど、厳重に管理すること。
- ・ 情報を更新した避難行動要支援者名簿を提供する際に、過去の名簿は返却すること。
- ・ 自治会等の多くの人に関わる団体については、その団体内部で名簿等の取り扱う人を限定すること。
- ・ 管理者が変わる場合は、避難行動要支援者名簿の取扱方法等について、確実に引継ぎを行うこと。
- ・ 現在の役職等が変わった後も、守秘義務を守ることは同様であること。

9 個別避難計画を用いた避難訓練の実施

個別避難計画を作成しても、災害時に計画通りの避難支援等が実施できるかどうかは、実際に動いてみなければ分からない。

そのため、避難行動要支援者と避難支援等実施者が共に訓練に参加し、計画で決めたことを実施できるか、実際に確認してみることが重要。

訓練後に明らかとなった課題や改善点を話し合い、それをもとに個別避難計画を更新していくことで、更に実効性の高い計画の作成が期待される。

(1) 避難訓練の計画

- ・ まず、本人または家族等に、避難訓練を実施する意向があるかについて確認をする。
- ・ 避難訓練は、個別避難計画の内容に沿って、本人、家族等の状況、時間帯、天候、危険性の有無、医療的配置等に留意したうえ、実施する。

(2) 避難訓練の実施

- ・ 避難支援等実施者や福祉専門職とも連絡調整し、可能な限り、個別避難計画に則して訓練を実施する。
- ・ 町や自治会、自主防災組織等が主催する避難訓練の機会をとらえて、避難行動要支援者の個別避難計画に基づく避難訓練を実施する。

(3) 個別避難計画の見直し

- ・避難訓練の実施により、個別避難計画の見直しの必要がある場合は、適宜修正し、より実効性の高い計画とする。

10 個別避難計画の活用方法

(1) 平時の活用方法

ア 地域での見守り活動を行う

避難行動要支援者は、避難行動だけでなく、日常生活で困っていたり誰かに相談したい場合がある。日頃の生活で困っていることがないかなど、個別避難計画を活用して見守りを行う。

見守り活動を通じて日頃から関係を作ることは、避難行動要支援者の地域からの孤立を防ぐことにもつながる。

イ 地域行事への参加を促す

地域の行事など、避難行動要支援者が気軽に参加できるような機会があれば、声をかける。大きな行事でなくても、お茶会やサロンなど顔を合わせる機会を多く持つことが重要。

地域で行う避難訓練は、避難行動要支援者も参加しやすいように工夫し、積極的に参加してもらう。個別避難計画を基に訓練を行うことで実効性の確保にもつながる。

(2) 災害時の活用方法

ア 避難情報等の情報を伝達する

避難支援等関係者等から避難行動要支援者へ避難情報等の伝達を行う。

聴覚障がい者などへは、避難行動要支援者の特性に応じ、伝達方法を工夫する。

イ 避難場所等へ誘導する

避難誘導の際には、計画に記載の避難経路が安全なルートなのかを確認しながら、避難行動要支援者を避難誘導する。

計画には特記事項欄等に、避難の際に必要な配慮等が記載されている場合があるため、あらかじめ確認しておく。

ウ 安否確認をする

避難行動要支援者への連絡や自宅への訪問を行うなどして安否確認を行う。

エ 発災後の生活支援

個別避難計画には避難支援の際に必要な情報が記載されており、避難所等での生活支援においても活用することが考えられる。

11 個別避難計画が作成されていない者への配慮

計画作成や情報提供に係る避難行動要支援者本人の同意が得られない等の事情によって個別避難計画が作成されていない場合、災害時には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に避難行動要支援者名簿を提供する。

名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者は必要に応じて、避難行動要支援者に対し、声かけや安否確認、避難支援等を行う。

資料編

宇美町避難行動要支援者名簿

自治会（同意：あり）

取扱注意

隣組名	氏名	カナ氏名	年齢	性別	住所	本人電話番号または FAX番号	支援事由			特記事項
							介護	身障	療育精神	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

資料 2

宇美町個別避難計画様式

氏名 ※児童の場合は()で保護者の氏名を記入			
生年月日		年齢	
住所又は 居所			
性別	男・女	電話番号	
携帯番号		FAX番号	
メール アドレス			
同居家族等			
避難場所	名称		
	住所		
緊急時の 連絡先①	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
緊急時の 連絡先②	フリガナ		
	氏名(団体名)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
避難支援 等実施者 情報①	フリガナ		
	氏名 (団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:
避難支援 等実施者 情報②	フリガナ		
	氏名 (団体名及び代表者)		
	住所		
	連絡先	電話番号1: メールアドレス: その他:	電話番号2:

避難時に 配慮しなくては ならない事項	<p>(あてはまるものすべてに☑)</p> <p><input type="checkbox"/>介護保険の認定を受けている【要介護状態区分：<input type="text"/>】</p> <p><input type="checkbox"/>手帳所持【障害名：<input type="text"/> 等級：<input type="text"/>】</p> <p><input type="checkbox"/>難病の特定医療費、小児慢性特定疾病医療費の支給認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/>医療機器の装着等をしている</p> <p><input type="checkbox"/>立つことや歩行ができない</p> <p><input type="checkbox"/>物が見えない(見えにくい)</p> <p><input type="checkbox"/>危険なことを判断できない</p> <p><input type="checkbox"/>その他</p> <p><input type="checkbox"/>音が聞こえない(聞き取りにくい)</p> <p><input type="checkbox"/>言葉や文字の理解がむずかしい</p> <p><input type="checkbox"/>顔を見ても知人や家族とわからない</p>
特記事項	
避難支援時の留意事項	